

監査公表第 28 号（令和 7 年 2 月 7 日、県公報第 570 号登載）
行政監査結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

令和 5 年度行政監査の結果に基づく措置通知の公表文について

監査公表第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した「新型コロナウイルス感染症対策事業について」の行政監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 7 日

福岡県監査委員	塩	川	正	一
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	原	中	誠	志

福岡県監査委員 塩川正一殿
同 世利洋介殿
同 森行一殿
同 原中誠志殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
がん感染症疾病対策課	<p>【病床確保事業】</p> <p>令和2年度、3年度の当該事業に係る補助金について、70医療機関において交付額が過大となっていた。また、令和4年度において、1医療機関において事業が適切に実施されておらず不正行為と判断され、交付決定取り消しの上、補助金返還の措置が講じられた。</p> <p>本事業は、新型コロナウイルス感染症患者の拡大に対処するために、緊急に実施すべき事業であったが、厚生労働省からの通知等がなければ9億7千万円余の補助金の過大交付が判明しなかった可能性があり、事務として適正を欠いていたと言わざ</p>	<p>令和5年度の当該事業においては、交付申請を各医療機関へ案内する際、適正な病床確保料を算定するよう記載した文書等（過大交付が発覚した際、県が各医療機関へ発出済）を再送し、補助対象の理解や確認を促した。</p> <p>また、提出された実績報告書は、G-MIS（医療機関等情報支援システム）の入力内容などの電子データや証拠書類と照合して、確認、精査を行った。</p> <p>今後同様の事務を行う場合は、審査に必要な電子データや証拠書類の照合を行うことや必要に応じて現地での調査を行うことにより、補助対象経費が適正であることの確認を行うこととした。</p>

	<p>るを得ない。</p> <p>今後同様の事務を行うに当たっては、審査の際、必要な事項が記載された証拠書類や電子データとの照合を行うこと及び必要に応じて現地での調査を行うことにより補助対象経費が適正であることの確認を実施されたい。</p>	
<p>がん感染症疾病対策課</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業】</p> <p>宿泊療養施設における「感染性廃棄物の処分業務委託」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの一部が所在不明となっている事例が見られた。</p> <p>マニフェストは、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物を排出する事業者（今回の場合は、県）がその処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するために用いるもので、適正な処分であることを証する書類である。</p> <p>今後同様の事務を行うに当たっては、廃棄物処理法を遵守し、マニフェストの写しは適正に保存されたい。</p>	<p>マニフェストが所在不明となっている事例については、委託先が保存しているマニフェスト（C1票）の写しを徴取し、業務が適正に履行されていることを確認した。</p> <p>今後同様の事務を行う場合は、マニフェスト受領後、速やかに関係書類とともに保存を行うこととした。</p>

<p>がん感染症疾病対策課</p>	<p>【高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業】</p> <p>「入所系の高齢者施設等の職員等を対象とした抗原定性検査キット配付業務」について、施設等への配送を証する書類（配送伝票等）の提出による履行確認を行っていない事例が見られた。</p> <p>今後同様の事務を行うに当たっては、委託先の事業者が作成した報告書を配送伝票等の証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、その提出を促して当該業務が適正に履行されたことの確認を実施されたい。</p>	<p>委託先の事業者から証拠書類の提出がなされていない事例については、配送伝票を徴取し、業務が適正に履行されたことを確認した。</p> <p>今後同様の事務を行う場合は、委託先の事業者が作成した報告書を証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、提出をさせることで、業務が適正に履行されたことを確認することとした。</p>
<p>がん感染症疾病対策課</p>	<p>【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業】</p> <p>当該事業において配送業務や支払業務を委託した際に、委託先事業者が作成した報告書と配送伝票や口座振込一覧表等の証拠書類との照合が行われていない事例や、福岡県財務規則に定める履行確認者以外の職員が履行確認を行っていた事例が見られた。</p> <p>今後同様の事務を行うに当たっては、福岡県財務規則で規定された契約の決裁権者など履行確認の権限を持つ者が、報告書を必要な事項が記載された証拠書類と照</p>	<p>令和5年度の当該事業においては、決裁権者が事前に指定した履行確認者が、報告書と証拠書類等を照合し、適正に履行されたことを確認した。</p> <p>今後同様の事務を行う場合は、規則で定められた履行確認の権限を持つ者が、報告書を証拠書類と照合し、補助対象経費が適正であること、委託業務が適正に履行されたことを確認することとした。</p>

	<p>合し、補助対象経費が適正であることの確認や委託業務が適正に履行されたことの確認を実施されたい。</p>	
<p>がん感染症疾病対策課</p>	<p>【ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業】</p> <p>委託先事業者が行う再委託申請について、書面の提出を求めることなく口頭で承認していた事例が見られた。</p> <p>県が再委託を承認するに当たっては、再委託がなぜ必要なのか、再委託先事業者がどのような業者であるか、再委託先事業者が事業の履行及び個人情報の管理が適正に実施できるのか、委託先事業者が再委託先の適正な事務の遂行をどのように管理するのか等について、委託先事業者に説明を求めて審査の上承認するという事務処理が必要である。</p> <p>今後同様の事務を行うに当たっては、委託先事業者が行う再委託の申請から担当課が行う再委託の承認までの過程で必要な書類を双方が作成し、当該事務が適正に処理されたことの証拠とされたい。</p>	<p>今後同様の事務を行う場合は、「再委託の書面による承認手続きについて（通知）」（令和6年3月1日5財活第2311号総務部財産活用課長通知）に基づき、再委託の理由、再委託する業務の範囲、再委託先の業務遂行能力を記載した書面を確実に提出させるなど適正に処理することとした。</p>

<p>商工政策課</p>	<p>【感染拡大防止協力金】</p> <p>「感染拡大防止協力金受付・審査業務」については、当初の契約を締結した事業者との間で、業務量の増加に伴って契約変更を行うとともに、契約期間も延長していた。当初の契約は、緊急性が高いことを理由に随意契約を行っていたが、その後の変更契約を行った業務については、他に受託可能な事業者がいないか等、競争入札に付することを検討する余地があったと考えられる。緊急性が高いことを理由とした随意契約の変更に当たっては、契約の履行状況や他に受託可能な事業者がいないかなどを精査した上で、契約変更の妥当性を判断する必要がある。</p>	<p>本協力金の受付・審査業務委託について、今後同様の事務を行う場合は、緊急性や効率性に加え、契約の履行状況や他に受託可能な事業者がいないかなどを基に契約変更の妥当性を検討・判断し、その結果を書面で整備することとした。</p>
<p>商工政策課</p>	<p>また、感染拡大防止協力金の審査に当たっては、申請書の記載内容や添付書類の確認を行うことになっていたが、申請書の記載内容の不備や必要な書類の添付漏れなど不適正な事例がみられた。これらを防止するためには、委託先事業者の審査体制や業務管理体制に問題がないか、定期的に確認する必要がある。</p>	<p>今後同様の事務を行う場合は、委託先事業者が整備する審査マニュアルに、申請書類の不備等の見落とし防止策や不備の際の対応について詳細に記述するよう指導するとともに、委託先事業者が保管する書類の調査を通じて審査体制の確認を定期的に行うこととした。</p>

商工政策課	感染拡大防止協力金については、不正な申請等を行った業者に対し返還を求めているが、約2億3千万円の収入未済が発生している。今後、債権回収のノウハウがある弁護士法人への業務委託といった効果的な回収方法を検討するとともに、定期的な督促を行うなど粘り強く収入未済を解消する取組を進めていく必要がある。	本協力金にかかる収入未済については、収入未済額の縮減に向け、今年度より、滞納者に対する返済資力の調査や現地訪問による督促を弁護士法人に業務委託し、延滞債権の回収に努めることとした。
-------	--	--